

化学物質の排出の把握及び管理に関する
行政評価・監視結果に基づく勧告

平成17年5月

総務省

前 書 き

化学物質の中には、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある性状を有しているものも多いため、それらの物質による環境の汚染に関する国民の関心が高まっており、国際的にもOECD（経済協力開発機構）は、平成8年2月に加盟国が化学物質排出移動量届出（以下「排出量等届出」という。）制度の導入に取り組むよう理事会勧告を出している。

こうした動向を受けて、国は、従来の化学物質の規制に加えて、有害性が判明している化学物質について、事業者による自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）を制定し、化学物質の排出量等届出制度、化学物質の性状取扱情報提供制度等を導入した。

化学物質の排出量等届出制度は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号。以下「化管法施行令」という。）で指定された化学物質について、これを取り扱う事業者が、事業所からの当該物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれている当該物質の事業所外への移動量を自ら把握し都道府県知事を通じて主務大臣に届け出ることを義務付けるとともに、届け出られたデータ等を基に、経済産業省及び環境省が排出量及び移動量を集計して公表することを定めたものであり、平成13年4月から施行されている。

また、化学物質の性状取扱情報提供制度は、化管法施行令で指定された化学物質やこれを含有する製品を取り扱う事業者が、他の事業者に当該物質等を譲渡又は提供するときに、当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務付けるものであり、平成13年1月から施行されている。

これらの制度が効果を発揮するためには、事業者による確実かつ正確な排出量等届出及び性状取扱情報提供の実施、関係省庁に

における排出量等届出の励行確保のための取組等が重要となっている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止する観点から、化学物質の排出量等届出制度の実施状況、化学物質の性状取扱情報提供制度の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目 次

1	化学物質の排出量等届出制度の効果的な実施	1
(1)	化学物質の排出量等届出の励行確保	1
(2)	化学物質の排出量等届出データの活用の促進	14
2	化学物質の性状取扱情報提供制度の効果的な実施	18
3	化学物質の自主管理の促進	21
(1)	管理方針等に基づく化学物質の自主管理の促進	21
(2)	下水道事業者における化学物質の把握の促進	23

1 化学物質の排出量等届出制度の効果的な実施

(1) 化学物質の排出量等届出の励行確保

人の健康や生態系に有害のおそれのある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、平成 11 年 7 月に、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号。以下「化管法」という。）が制定された。

化管法が対象とする化学物質は、慢性毒性や発がん性等により人の健康を損なうおそれ若しくは動植物の生息等に支障を及ぼすおそれがあるもの又はオゾン層を破壊すること等により人の健康を損なうおそれがあるものである。

具体的には、

- ① 製造や輸入等の状況からみて相当広範な地域の環境において継続して存在すると認められる物質として、トルエン、キシレン、^ひ砒素及びその無機化合物、クロロホルム、ダイオキシン類等 354 物質（以下「第一種指定化学物質」という。）
- ② 今後、製造量や輸入量等の増加により相当広範な地域の環境において継続して存在することとなることが見込まれる物質として、アセトアミド、パラ - アニシジン等 81 物質（以下「第二種指定化学物質」という。）が、化管法第 2 条の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成 12 年政令第 138 号。以下「化管法施行令」という。）第 1 条及び第 2 条において指定されている。

第一種指定化学物質については、次に述べる化管法第 5 条に規定する化学物質の排出量^(注1)及び移動量^(注2)の届出（以下「排出量等届出」という。）制度の対象とされ、第二種指定化学物質については、第一種指定化学物質とともに、後述 2 の化管法第 14 条に規定する化学物質の譲渡時等におけるその性状及び取扱いに関する情報の提供制度の対象とされて

いる。

(注1) 事業活動に伴って、大気、公共用水域又は土壌に排出された化学物質の量

(注2) 事業活動に伴って生じた廃棄物を、下水道に放流したり、廃棄物処理業者に処分を委託する等その処理を当該事業所の外で行うことに伴い当該事業所の外に移動した化学物質の量

排出量等届出制度は、化管法に基づき、平成13年4月から導入されたもので、特定の化学物質がどのような発生源からどの程度環境に排出されたか等を把握するためのものであり、経済産業省及び環境省は把握された結果を集計し、公表するものとされている。

具体的には、化管法第5条において、第一種指定化学物質等取扱事業者は、その所有する各事業所における毎年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量を把握するとともに、毎年度6月30日までに、前年度の排出量及び移動量を、その事業所の所在地を管轄する都道府県又は特例市^(注3)(以下、これらを「都道府県等」という。)を經由して、事業を所管する主務大臣^(注4)に届け出なければならないとされている。

(注3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2の規定に基づき都道府県が本事務を委譲した市町村のことをいう。平成16年9月末現在、全国で20市あり、そのうち政令指定都市が12市ある。

(注4) 化管法第22条第1項第3号の規定に基づく大臣であり、事業所管省庁である防衛庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省(うち、経済産業省及び環境省を「法所管省」という。)の長である長官又は大臣

なお、事業所管省庁は、化管法の円滑な運用を図るため、化管法の施行に係る関係省庁の連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設けている。

排出量等届出の対象となる第一種指定化学物質等取扱事業者は、化管法第2条において、第一種指定化学物質の製造者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品(以下、これらを「第一種指定化学物質等」という。)を使用する者等のうち、金属鉱業、製造業、下水道業等23の業種の事業者であって、以下の要件に該当するものとされている。

① 次のいずれかに該当すること。

- i) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上(発がん性の高い物質は0.5トン以上)の事業所を有すること(ただし、制度導入当初2年間(平成14年度及び15年度の届出)は、年間取扱量5トン以上(発がん性の高い物質を除く。)の事業所が対象)。

ii) 事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成又は排出することが見込まれる下水道業等特定の業種の事業者にあつては、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）で定める下水道終末処理施設等特定の施設（以下「特別要件施設」という。）を設置していること。

② 事業者単位で常時使用する従業員の数が 21 人以上であること。

排出量等届出を受けた主務大臣は、化管法第 7 条及び第 8 条において、遅滞なく当該届出に係る事項を経済産業大臣及び環境大臣に通知し、両大臣はこれを集計し、その結果を遅滞なく、主務大臣及び都道府県知事又は特例市の長に通知するとともに、公表するものとされている。

また、化管法第 9 条において、経済産業大臣及び環境大臣は、届け出られた排出量以外の、家庭、農地、自動車等から環境に排出されていると見込まれる第一種指定化学物質の量（以下「届出外排出量」という。）を算出し、及び集計して、その結果を排出量等届出に係る集計結果と併せて公表するものとされている。

これらの公表状況をみると、①平成 14 年 6 月末までに行われた 13 年度分の排出量及び移動量についての届出（以下「14 年度届出」という。）に係る集計結果並びに 13 年度分の届出外排出量の集計結果は 15 年 3 月に公表され、②15 年 6 月末までに行われた 14 年度分の排出量及び移動量についての届出（以下「15 年度届出」という。）並びに 14 年度分の届出外排出量の集計結果は 16 年 3 月に公表されている。

なお、排出量等届出のあった事業所は、14 年度届出が 34,820 事業所、15 年度届出が 34,517 事業所で、15 年度届出の事業所管省庁別内訳は次のとおりである。

省庁名	届出事業所数	割合
防衛庁	107	0.3%
財務省	43	0.1%
文部科学省	85	0.2%
厚生労働省	409	1.2%
農林水産省	575	1.7%
経済産業省	28,754	83.3%
国土交通省	1,967	5.7%
環境省	2,577	7.5%
合計	34,517	100.0%

今回、8事業所管省庁並びに10道府県及びこれらの道府県内の8特例市（以下「18道府県等」という。）における排出量等届出関係業務の実施状況、同10道府県に6道府県を加えた16道府県内の事業者における排出量等届出の状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 事業者における排出量等届出の状況と行政機関における排出量等届出の励行確保のための取組状況

(ア) 事業者における排出量等届出の状況

a 未届出事業者の状況

排出量等届出の励行状況を把握するため、当省が、①主要3業種を対象に排出量等届出の概況を把握することを目的として実施した概況調査、②比較的簡易な方法を用いて実際に調査し、その未届出の理由を分析することを目的として実施した実地調査の結果は次のとおりである。

(a) 排出量等届出概況調査

14年度届出に係る集計結果によると、全国で排出量等の多かった上位3業種は、化学工業、プラスチック製品製造業及び輸送用機械器具製造業となっている。そこで、当省が、地域の事業者の多くが掲載されている都道府県の商工労働関係部局が発行する地域の企業要覧等を手がかりとして、10道府県内における当該3業種の事業者から、届出義務のある170事業者を選定し、14年度届出が実際に行われているか調査したところ、排出量等届出の義務のある化学物

質のいずれについても届け出ていない事業者（以下「未届出事業者」という。）が、プラスチック製品製造業で 38 事業者中 8 事業者（21.1%）、輸送用機械器具製造業で 45 事業者中 3 事業者（6.7%）、化学工業で 87 事業者中 5 事業者（5.7%）みられた。

(b) 排出量等届出状況実地調査

(i) 調査の方法

排出量等届出の対象事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下「ダイオキシン類特措法」という。）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）等による届出の対象となる場合がある。また、都道府県の商工労働関係部局が発行する地域の企業要覧等には多くの事業者が掲載されている。これらを踏まえ、排出量等届出がない事業者を比較的簡易に把握することができる方法として、当省が、ダイオキシン類特措法等による届出の台帳、都道府県の企業要覧等を活用して、業種、従業者数等から判断して、排出量等届出の対象事業者に該当するとみられる事業者を抽出し、これらの抽出した事業者と 14 年度届出の台帳にある事業者と突合して届出がなかった事業者を把握する方法を用いて、16 道府県内の事業者の中から 14 年度届出がなかった 94 事業者を選定し、実地調査を行った。

(ii) 調査結果

平成 14 年度と 15 年度の両年度とも排出量等届出の義務があったのは 53 事業者で、その届出の状況をみると、14 年度のみ未届出であったものが 15 事業者、両年度とも未届出であったものが 38 事業者と、53 事業者すべてに未届出があった。この 53 事業者の事業所管省庁別内訳は、厚生労働省が 1 事業者、農林水産省が 5 事業者、経済産業省が 31 事業者、国土交通省が 5 事業者、環境省が 11 事業者となっている。

また、両年度とも未届出であった 38 事業者について、未届出の

理由をみると、排出量等届出制度の存在を承知していないとするものが13事業者(34.2%)みられたほか、

- ① 事業者単位での常時雇用者数が21人以上であるという排出量等届出の要件について、「事業者」を「事業所」と勘違いし、「事業所」の常時雇用者が20人以下であるため届出の必要がないと誤解していたものや、ダイオキシン類特措法で規定する廃棄物焼却炉等の特別要件施設を有しているが届出が必要であることを理解していなかったものなど排出量等届出の対象事業者該当すること等についての誤解があり、届出を行わなかったとするものが16事業者(42.1%)、
- ② 排出量等届出は行政機関から連絡を受けて届け出るものと誤解していたとするものが3事業者(7.9%)、
- ③ 排出量等届出制度は承知しているものの、届け出ることを失念した等とするものが6事業者(15.8%)となっている。

なお、実地調査した94事業者のうち、事業者団体加入者は63事業者で、未加入者は31事業者であった。事業者団体に加入している63事業者についてみると、両年度とも排出量等届出の義務があったものが32事業者で、そのうち両年度とも未届出であったものが20事業者みられた。他方、事業者団体に加入していない31事業者についてみると、両年度とも排出量等届出の義務があったものが21事業者で、そのうち両年度とも未届出であったものが18事業者みられた。

b 届出漏れ化学物質のある事業者の状況

(a) 調査の方法

同じ業種の事業者であれば同じ種類の化学物質を排出している可能性があることなどから、同一業種の事業者の排出量等届出の状況などを基に、排出量等届出義務のある複数の化学物質のうち一部しか届け出ていない事業者(以下「届出漏れ化学物質のある事業者」

という。)である可能性があるとして、16道府県内で、14年度届出及び15年度届出のあった89事業者(うち、特別要件施設を設置するものは34事業者)について調査した。

(b) 調査結果

少なくともいずれかの年度に届出漏れ化学物質があったものが46事業者(51.7%)みられた。この46事業者の事業所管省庁別内訳は、経済産業省が21事業者、国土交通省が14事業者、環境省が11事業者となっている。

また、この46事業者のうち、両年度とも届出漏れ化学物質があったものが14事業者(30.4%)みられた。その届出漏れの理由は、①届出漏れ化学物質について、届出が必要であることを承知していなかったとするものが8事業者(57.1%)で、このうち、ダイオキシン類の届出が必要であることを承知していなかったとするものが5事業者、ダイオキシン類のみを届け出ればよいと誤解していたとするものが3事業者、②届出対象であることを見落としていた等の理由によるものが6事業者(42.9%)となっている。

c 届出内容の変更の届出状況

第一種指定化学物質の取扱量については、化管法第5条において届出事項とはされていないが、化管法第2条において事業者が排出量等届出を行う必要があるか否かを判断する要件の一つとなっている。

18道府県等において、排出量等届出が行われた後に、届出内容の変更の届出が行われているものは、14年度届出で363件、15年度届出で123件となっており、これらの主な内容は次のとおりである。

事項 \ 区分	年度別の件数	
	平成14年度	15年度
物質の届出の追加	129件	13件
物質の届出の取下げ	41件	37件
物質の届出数値の変更	198件	62件

このうち、事業所管省庁や道府県等が事業者に対して取扱量の照

会・確認等を行った結果、届出内容の変更の届出が行われているものが平成14年度届出で12件、15年度届出で35件ある。その内訳をみると、

- ① 当初届出のなかった化学物質について、再確認の結果その取扱量が届出要件に該当していたことが判明し、当該物質について届出の追加が行われたものが14年度届出で5件、15年度届出で2件、
- ② 届け出た化学物質について、再確認の結果その取扱量が届出要件に該当していなかったことが判明し、当該物質について届出の取下げが行われたものが14年度届出で3件、15年度届出で27件、
- ③ 届け出た化学物質について、誤解により取扱量を排出量として届け出ていること等が判明し、当該物質について届出数値の変更が行われたものが14年度届出で4件、15年度届出で6件

となっており、取扱量に係る届出要件の誤解等により届出内容の変更の届出が行われている状況がみられた。また、これらの届出内容の変更の届出があった事業者の事業所管省庁は、いずれも経済産業省となっている。

(イ) 行政機関における排出量等届出の励行確保のための取組状況

上述(ア)のように未届出事業者等がみられた行政機関側の原因としては、次のことが挙げられる。

a 未届出事業者の把握状況等

(a) 未届出事業者の把握状況

化管法の所管省である経済産業省及び環境省は、平成15年度の届出期限直後に、都道府県等の化管法担当部局に対する電子メールで、前年度よりも届出数の少ない都道府県等においては、前年度に届出をしたが当該年度は届出をしていない事業者に対し念のための確認を行うよう依頼している。しかし、これまで、未届出事業者のうち、化管法以外の他法令（以下「他法令」という。）においても届出の対象となっているものの把握に有効と考えられる他法令の届出台帳と排出量等届出台帳とを突合して未届出事業者を把握する

ことは示されていない。

また、事業所管省庁の中で、環境省は、平成 15 年度になって、都道府県の廃棄物担当課に対する文書の中で、市町村、一部事務組合及び民間対象事業所に対して排出量等届出の期限を厳守するよう化管法担当部局と連携して指導を行うよう依頼するとともに、特に市町村及び一部事務組合が設置する一般廃棄物焼却施設についてはすべて排出量等届出の対象になるので、届出状況を確認の上、届出がなされていない施設に対して早急に届出を行うよう催促することを依頼しているが、一部に未届出事業者がみられ、その結果についてのフォローアップは十分行われていない。また、多くの事業所管省庁では、未届出事業者の把握について都道府県等への助言等は行っていない。

次に、18 道府県等における未届出事業者の把握状況をみると、前年度の届出と当該年度の届出とを突合する等により未届出事業者の確認を行っている道府県等においては、実際に未届事業者を把握している例があり、当該方法は未届事業者の把握に有効と考えられるが、これを行っているのは、9 道府県等（5 道府県及び 4 特例市、50%）となっている。

今回、10 道府県における 14 年度届出（合計 1 万 3,726 件）と 15 年度届出（合計 1 万 3,535 件）とを突合したところ、14 年度届出はないが 15 年度届出はあったものが 1,033 事業所あり、逆に、14 年度届出はあったが 15 年度届出はないものが 1,224 事業所となっている。このように届出事業者の入れ替わりがある中で、前年度の届出と当該年度の届出とを突合する方法は未届事業者を把握する方法として有効であるが、当該方法だけでは、新たに届出義務が生じたが未届出である事業者や前年度と当該年度共に届出を怠っている事業者などの未届事業者を把握することはできない。

このようなことから、他法令の届出の対象となる事業者については、これらの届出台帳と排出量等届出台帳とを突合して未届出事業

者を把握する方法が有効と考えられるが、この方法により把握しているのは18道府県等中5道府県等(2道府県及び3特例市、27.8%)となっている。

(b) 届出漏れ化学物質のある事業者の把握状況

届出漏れを防止するため、都道府県等に対し届出漏れの有無を確認するための助言等特段の措置を講じている事業所管省庁はない。なお、化管法の所管省である経済産業省及び環境省が都道府県等向けに作成した化管法に係る事務処理マニュアルの中で、特別要件施設の保有が考えられる事業所について、ダイオキシン類や水質汚濁防止法の排出基準項目に当たる29の化学物質を含め、必要な化学物質の届出がなされているかを点検項目の一つとして示している。

次に、18道府県等における届出漏れ化学物質のある事業者の把握状況をみると、そのような事業者を把握するための対策を特に講じているところはない。

しかし、上述(ア) bで届出漏れがみられたダイオキシン類については、当該届出事業者がダイオキシン類の届出義務を有するか否かをダイオキシン類特措法による特定施設届出台帳との照合により容易に把握できるものである。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号。以下「化管法施行規則」という。)の規定により、一般廃棄物事業者や下水道事業者等の届出対象物質が限定されているものについては、届出対象物質の一覧との照合により容易に届出漏れの有無を確認することができるものである。こうしたことから、届出漏れを把握するためには、都道府県等に対し、具体的な手法を示すことが重要である。

b 排出量等届出制度の周知状況

化管法制定後の平成12年度から15年度までの排出量等届出制度の周知状況をみると、化管法の所管省である経済産業省及び環境省は、

事業者を対象とした共催による説明会を全国で、12年度に12か所、13年度に15か所、14年度に12か所、15年度に4か所で開催するとともに、共同で事業者へのダイレクトメールの送付を13年度に9万部、15年度に1万1千部送付している。また、経済産業省及び環境省はそれぞれ排出量等届出制度等を解説したホームページを開設しているほか、経済産業省では、事業者団体未加入者は中小規模の事業者が多いと考えられるとして、平成15年度に、独立行政法人中小企業基盤整備機構のメールマガジンや全国の商工会及び商工会議所に対する郵送による情報提供等を実施している。

事業所管省庁別にみると、民間事業者を所管しておらず、燃料小売業として届出対象となる自衛隊駐屯地等のみを所管する防衛庁では、同駐屯地等を対象として毎年度説明会を開催している。また、民間事業者を所管する事業所管省庁では、①所管する事業者の一部及び事業者団体のうち主なものに対し、毎年度周知文書を送付するとともに、所管する業種の一部について、都道府県の当該業種を担当する部局の会議を通じて周知しているところ(国土交通省)、②所管する事業者や事業者団体等に対し平成13年度においてのみ周知文書を送付しているところ(文部科学省)、③所管する事業者団体又は所管する国の機関に対し、上述の経済産業省及び環境省の主催する説明会に出席するよう、平成13年度においてのみ案内しているところ(財務省、文部科学省)、④所管する事業者や事業者団体等に対して文書を送付するなどの周知は行っておらず、所管する業種の一部についてのみ、都道府県の当該業種を担当する部局の会議を通じて周知するにとどまっているところ(厚生労働省、農林水産省)がみられる。

しかし、上述(ア)a及びbのとおり、平成14年度及び15年度の両年度とも未届出又は届出漏れのあった事業者の未届出等の理由をみると、制度の不知や内容の理解不十分とするものが、それぞれ、32事業者(農林水産省所管が4事業者、経済産業省所管が17事業者、国土交通省所管が3事業者、環境省所管が8事業者)、14事業者(経済産

業省所管が9事業者、国土交通省所管が1事業者、環境省所管が4事業者) みられ、事業者に対し、制度の存在やその内容が浸透していない状況がみられる。

また、上述(ア) cの届出内容の変更の届出については、いずれも、事業者が、届出に当たって取扱量に係る届出要件の誤解や届出書記載内容の確認が十分でないことなどに起因するもので、制度を理解した上で正確な届出をすることについて、事業者に浸透していないことが一因と考えられる。

イ 未届出事業者に対する措置

化管法第24条において、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処するとされている。人の健康等に有害であるおそれのある化学物質の環境への排出量を広く把握するという排出量等届出制度の趣旨からすると、未届出事業者については、届出を励行させる必要がある。

事業所管省庁は、それぞれ、最終的に排出量等届出を受ける立場にあり、届出を励行させるためには、都道府県等が届け出るよう督促してもこれに応じない事業者については、都道府県等からの報告により把握した上で、適切な対応をとることが求められる。

今回調査した未届出事業者の把握に取り組んでいる都道府県等の中には、15年度届出において、把握した未届出事業者に対して届け出るよう督促しているが未届出のままとなっているものが4道府県等で11事業者みられる。

この11事業者の事業所管省庁はいずれも経済産業省となっており、4道府県等では、同省から督促に応じない事業者について報告するよう求められていないことから、同省に報告していない。また、経済産業省においては、督促に応じない事業者を把握しておらず、督促を行っていない。

したがって、関係省庁は、排出量等届出の励行を確保する観点から、連

絡会議を活用するなどして、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 未届出事業者については、都道府県等に対し、前年度の届出状況並びにダイオキシン類特措法等他法令に基づく届出台帳及び都道府県の商工労働関係部局が発行する地域の企業要覧等を活用することなどにより、その把握に努め、これらの事業者へ届出を励行させるよう、必要な助言を行うこと。

(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

また、届出漏れ化学物質のある事業者については、都道府県等に対し、ダイオキシン類特措法の特定施設台帳との照合、届出対象物質が限定されている業種に係る当該物質一覧との照合等により、その把握に努め、これらの事業者へ適切な届出を励行させるよう、必要な助言を行うこと。

(経済産業省、国土交通省、環境省)

さらに、事業者団体未加入者を含む届出対象事業者に対する排出量等届出制度の周知啓発については、これまでの取組状況や未届出等の理由を踏まえ、届出が着実かつ正確に行われるよう、効果的に実施すること。

(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

- ② 届出の督促に応じない事業者については、都道府県等から報告を求めることにより的確に把握した上で、厳正な措置を講ずること。

(経済産業省)

(2) 化学物質の排出量等届出データの活用の促進

化管法第8条第5項において、経済産業大臣及び環境大臣から排出量等届出に係る事項の通知を受けた主務大臣及び都道府県知事又は特例市の長は、当該通知に係る事項について集計し、その結果を公表することができるとされている。

また、化管法第17条第4項において、国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて指定化学物質等の性状及び管理並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解を深めるよう努めるものとしてされている。

このようなことから、都道府県等は、化学物質の排出の状況等に関する国民の理解を増進するため、地域のニーズに応じて届出事項を集計及び公表することや、排出量等届出データを活用して、地域の環境保全対策及び化学物質管理対策を進めることが期待される。

さらに、経済産業省及び環境省が、化管法第3条の規定に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、平成12年3月に定めた指定化学物質等取扱事業者^(注)が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（平成12年3月30日環境庁・通産省告示第1号。以下「指定化学物質管理指針」という。）の中で、事業者は、

- ① 第一種指定化学物質の排出量や移動量等の把握した情報に基づき、取り扱う指定化学物質について、その有害性、物理的・化学的性状、排出量並びに排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ、指定化学物質を含有する廃棄物の管理や設備の改善等による排出の抑制を図ること、
 - ② 第一種指定化学物質の排出状況や事業所内における管理の状況等に関し、報告書の作成、説明会の実施等による事業所周辺の住民等への情報の提供等に努めることにより、国民の理解の増進を図ること、
- とされている。

(注) 指定化学物質の製造者及び業として指定化学物質又は指定化学物質を含有する製品（以下両者を「指定化学物質等」という。）を取り扱う事業者

今回、経済産業省及び環境省、18 道府県等、16 道府県内の事業者等における排出量等届出データの活用状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 経済産業省及び環境省における排出量等届出データの活用状況

経済産業省及び環境省では、化学物質の環境リスク評価^(注)に当たって排出量等届出データを活用しているなどのほか、次のとおり、事業者及び都道府県等に対して活用事例の情報提供を行っている。

(注) 評価対象とする化学物質について、有害性評価と環境経由の暴露量を見積もる暴露評価を行い、両者の結果を比較することによってリスクの程度を判定するもの

(ア) 事業者における活用事例の情報提供

経済産業省が所管する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構では、公開された排出量等届出データを活用することで適切に化学物質のリスク管理を行う社会システムの構築を目的として、平成 15 年度から、事業者、地方公共団体職員等を対象とした「P R T R データ活用セミナー」において、一部の業種の事業者の活用事例を紹介している。

(イ) 都道府県等における活用事例の情報提供

経済産業省が所管する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構では、平成 15 年度から、上述(ア)のセミナーにおいて、都道府県等の取組事例を紹介している。

また、環境省では、都道府県等における排出量等届出データの活用の促進を目的として、平成 16 年度に、各都道府県等におけるホームページ等での公表状況を概括的に取りまとめ、各都道府県等に提供している。

イ 事業者における排出量等届出データの活用状況

16 道府県等において、14 年度届出及び 15 年度届出が共にあった 182 事業者を抽出し、排出量等届出データの活用状況を調査した結果、①化学物質の削減のための基礎資料等に活用していると回答したものが 83 事業者 (45.6%)、②活用するための知識がない等の理由から特に活用し

ていないと回答したものが 99 事業者 (54.4%) となっている。

排出量等届出データを活用していると回答した 83 事業者の活用状況をみると、

- ① 化学物質の削減目標又は削減計画の策定等化学物質管理の基礎データとして利用しているものが 69 事業者 (83.1%)、
- ② 社員教育の資料として活用しているものが 16 事業者 (19.3%)、
- ③ 事業者がホームページ等で公表している環境報告書に排出量等届出データを資料として利用しているものが 12 事業者 (14.5%)、
- ④ 地域住民や見学者を対象とした説明会等における説明資料として利用しているものが 3 事業者 (3.6%)

等となっている (複数の事項に該当する事業者がある。)

このように、排出量等届出データを活用している事業者がある一方で、活用するための知識がない等の理由で活用に至っていない事業者が半数以上ある。

ウ 道府県等における排出量等届出データの活用状況

調査した 18 道府県等における排出量等届出データの公表状況をみると、1 道府県等では当該道府県等の作成する環境白書において排出量等届出データの一部を記載するにとどめているが、他の 17 道府県等では報道発表又はホームページで当該道府県等に係る排出量等届出データを公表している。

また、排出量等届出データの公表内容をみると、次のとおり、情報提供の内容を工夫している道府県等がみられた。

- ① 集計結果と併せて化学物質の毒性及び有害性に関するデータ、当該化学物質の用途等を公表しているもの (8 道府県等)
- ② 市町村別又は広域市町村圏別にデータを集計し、公表しているもの (6 道府県等)

さらに、このほかの排出量等届出データの活用状況をみると、道府県等の中には、住民及び事業者への排出量等届出制度の周知と化学物質の環境への影響に関する意識の啓発を図ることを目的として、事業者と合

同で、排出量等届出データを活用したセミナーを開催しているものが3道府県等みられる。

なお、10道府県内で特例市以外の13市について、排出量等届出データの活用状況を調査した結果、入手した排出量等届出データを、①市の環境白書へ掲載して住民への周知を図っているもの、②事業者による化学物質の自主管理の促進の指導に活用しているもの等活用しているところが4市みられる。

このように、道府県等の排出量等届出データの活用に関する取組は様々である。

したがって、経済産業省及び環境省は、排出量等届出データの活用を促進する観点から、事業者及び都道府県等における排出量等届出データの活用事例の収集を一層充実するとともに、これを事業者等に提供する必要がある。

2 化学物質の性状取扱情報提供制度の効果的な実施

指定化学物質等取扱事業者は、化管法第 14 条第 1 項において、指定化学物質等を他の事業者に対して譲渡し、又は提供するときは、その譲渡等の時までに、その譲渡等の相手方に対し、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（以下「性状取扱情報」という。）を文書又は磁気ディスクの交付等の方法により提供しなければならないとされている。

また、経済産業大臣は、化管法第 15 条第 1 項において、上述の化管法第 14 条第 1 項の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、当該事業者に対し、同項の規定に従って必要な情報を提供すべきことを勧告することができることとされ、第 15 条第 2 項において、勧告を受けた指定化学物質等取扱事業者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとされている。

さらに、経済産業大臣は、化管法第 16 条において、指定化学物質等取扱事業者に対し、性状取扱情報の提供に関し報告をさせることができるとされている。

今回、16 道府県内の事業者における性状取扱情報の提供及び受領状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 性状取扱情報の提供及び受領状況

(ア) 性状取扱情報の提供状況

性状取扱情報提供制度については、16 道府県内において抽出した性状取扱情報の提供が必要な 112 指定化学物質等取扱事業者のすべてが承知していた。しかし、当省の調査時点において、この 112 事業者における性状取扱情報の提供状況をみると、性状取扱情報の提供が必要な指定化学物質等の譲渡等に際して、性状取扱情報を提供しなかった（一部の指定化学物質等について提供しなかった場合を含む。）ことのある事業者が 14 事業者（12.5%）みられた。

また、性状取扱情報を提供しなかった 14 事業者がこれら情報を提供しなかった理由をみると、①性状取扱情報を提供すべきだが、相手から要

求がなかったので提供しなかった（3事業者、21.4%）、②商品数が多いことから、すべてに性状取扱情報を作成するのは容易ではない（2事業者、14.3%）というように、性状取扱情報の提供の必要性を認識しながら提供していないものや、③原料の供給元に加工した製品を納入しているため性状取扱情報の提供が必要と考えなかった（3事業者、21.4%）、④自社製品以外の他者の製品についても提供が必要なことを知らなかった等（2事業者、14.3%）というように、性状取扱情報提供制度の理解不足を理由としているもの等が多い。

(イ) 性状取扱情報の受領状況

16道府県内において抽出した、性状取扱情報の提供が必要な指定化学物質等の譲渡等を受けることとなる265事業者について、当省の調査時点における性状取扱情報の受領状況をみると、性状取扱情報の提供を受けなかった（一部の指定化学物質等について提供を受けなかった場合を含む。）ことのある事業者が54事業者（20.4%）みられた。

この54事業者のうち、指定化学物質等の譲渡元又は提供元に対して、性状取扱情報の提供の要求（一部の指定化学物質等についての要求を含む。）を行ったことがある事業者は24事業者（44.4%）で、このうち、提供の要求を行ったにもかかわらず性状取扱情報が提供されなかった（一部の指定化学物質等について提供されなかった場合を含む。）ことのある事業者は5事業者（20.8%）みられた。

この5事業者のうち、提供されなかった理由を把握することができた3事業者についてその理由をみると、①添加物などについて企業秘密とされた、②（譲渡元等の）自社製品については提供されたが、他メーカーの製品については提供されなかった、③零細企業のため作成能力が無いと説明されたとなっており、指定化学物質等の譲渡元等における性状取扱情報提供制度の趣旨や内容の理解不足を原因としているものが多い。

イ 性状取扱情報を提供しない事業者に対する勧告等の実施状況

性状取扱情報は、指定化学物質等について、その取扱上及び保管上の注意、物理的及び化学的性状、漏出時の必要な措置、有害性及び暴露性、廃

棄上及び輸送上の注意等の情報であり、指定化学物質等を譲渡又は提供された事業者が適切な自主管理を行う上で重要なものである。

しかし、上述アのとおり、性状取扱情報について、提供しなかったことのある事業者は12.5%、提供を受けなかったことのある事業者は20.4%であり、性状取扱情報の提供は十分でない状況がみられた。

経済産業省における、性状取扱情報の提供状況を把握するための取組をみると、上述の報告の徴収や事業者からの性状取扱情報提供制度に関する相談を通じて、性状取扱情報を提供しない事業者の把握を含めた性状取扱情報提供制度の実施状況を把握する仕組み（把握方法、把握時期等）が整備されておらず、性状取扱情報の提供状況も把握されていないため、性状取扱情報を提供しない事業者に対する指導は行われていない。このようなことから、性状取扱情報を提供しない事業者に対する勧告や勧告に従わなかった事業者の公表も行われていない。

したがって、経済産業省は、事業者による性状取扱情報の提供の励行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 講習会・研修会などを通じて、性状取扱情報を提供しない原因に対応した有効な啓発を行うこと。
- ② 報告の徴収等を通じた性状取扱情報提供制度の実施状況を把握する仕組みを整備し、性状取扱情報を提供しない事業者を把握した場合には、勧告及び公表を含めた適切な措置を講ずること。

3 化学物質の自主管理の促進

(1) 管理方針等に基づく化学物質の自主管理の促進

上述 1 (2) のとおり、経済産業省及び環境省が、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針として定めた指定化学物質管理指針において、同事業者は、

- ① 指定化学物質等の管理の改善を図るための化学物質管理の方針(以下「管理方針」という。)の策定、
 - ② 管理方針に則して、指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標の設定、これを達成する時期及び具体的方策を定めた管理計画(以下「管理計画」という。)の策定
- 等が求められている。

また、指定化学物質等取扱事業者は、化管法第 4 条において、指定化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされている。

今回、経済産業省及び環境省における管理方針及び管理計画(以下「管理方針等」という。)の策定に係る周知状況並びに 16 道府県内の指定化学物質等取扱事業者である 219 事業者における管理方針等の策定状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 管理方針等の周知状況等

経済産業省及び環境省は、毎年度全国で実施している化学物質の排出量等届出制度の説明会において、併せて管理方針等の策定の必要性について説明を行っている。

しかしながら、16 道府県から抽出した管理方針等の策定が必要と考えられる 219 事業者が管理方針等の策定について承知しているか調査したところ、①管理方針を策定しなければならないことを承知していない事業者が 112 事業者 (51.1%)、②管理計画を策定しなければならないことを承知していない事業者が 113 事業者 (51.6%) と過半数の事業者が承

知していない状況がみられた。なお、事業者団体への未加入事業者は、加入事業者に比べて、管理方針等の策定の必要性について承知していない割合が高くなっていた。

イ 管理方針等の策定状況

219 事業者における管理方針等の策定状況をみると、①管理方針を策定していない事業者が 120 事業者 (54.8%)、②管理計画を策定していない事業者が 122 事業者 (55.7%) と過半数の事業者が策定していない状況がみられた。なお、事業者団体への未加入事業者は、加入事業者に比べて、管理方針等を策定していない割合が高くなっていた。

さらに、管理方針等の不策定事業者における不策定の理由をみると、①管理方針の策定が求められていることを知らなかった事業者が 89 事業者 (74.2%)、②管理計画の策定が求められていることを知らなかった事業者が 84 事業者 (68.9%) と、管理方針等の策定の必要性という基本的事項に関する認識不足によるものがその多くを占めている。

したがって、経済産業省及び環境省は、事業者における指定化学物質等の自主管理を促進する観点から、事業者に対し、講習会、研修会、事業者団体等を通じて、指定化学物質管理指針における管理方針等の策定及びその必要性について一層の周知を図る必要がある。

(2) 下水道事業者における化学物質の把握の促進

下水道事業者は、化学物質の管理については、指定化学物質等取扱事業者としてこれを適切に行うとともに、排出量等届出については、事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を公共用水域に排出していることから、一般の事業者とは異なり、化管法施行規則第4条の規定により、下水道法の規定に基づく水質検査の対象となる30種類の第一種指定化学物質について、取扱量の多少にかかわらず、その排出量を届け出ることとされている。

化管法の規定に基づく化学物質の排出量の集計結果によれば、全業種から公共用水域への排出量に占める下水道事業者の割合は、14年度届出で35.1%、15年度届出で36.1%となっており、下水道事業者からの排出が公共用水域に与える影響は大きいものとなっている。

今回、14年度届出及び15年度届出に係る集計結果、16道府県内の47下水道事業者における化学物質の把握状況等を調査及び分析した結果、次のような状況がみられた。

ア 第一種指定化学物質の下水道への移動の状況

14年度届出及び15年度届出における第一種指定化学物質の下水道への移動^(注)の状況をみると、14年度届出では、354種類の第一種指定化学物質のうち移動量の多い順に、①N,N-ジメチルホルムアミド、②無水フタル酸、③エチレングリコールとなっており、15年度届出では、同じく、①N,N-ジメチルホルムアミド、②エチレングリコール、③ポリ(オキシエチレン) =アルキルエーテルとなっている。また、両年度とも、移動量の多い上位10物質の下水道への移動量全体に占める割合は約7割となっている。

(注) 化管法上、化学物質を下水道に放流することは、化学物質を事業所の外で処理することに伴って当該化学物質を当該事業所の外に移動させることに該当する。

イ 第一種指定化学物質の下水道から公共用水域への排出の状況

14年度届出及び15年度届出における第一種指定化学物質の下水道から公共用水域への排出の状況をみると、30種類の第一種指定化学物質の

うち両年度とも排出量の多い順に、①ふっ化水素及びその水溶性塩、②ほう素及びその化合物、③マンガン及びその化合物となっている。また、両年度とも排出量の多い上位 10 物質の下水道から公共用水域への排出量全体に占める割合は 9 割強となっている。

他方、この上位 10 物質のうち、上述アの下水道への移動量の多い上位 10 物質に該当するものは、15 年度届出の 1 物質（ふっ化水素及びその水溶性塩）のみとなっている。これは、下水道事業者は自ら指定化学物質を主体的に取り扱っているのではなく、事業活動に伴って付随的に公共用水域に排出していることから、上述のとおり、届出対象物質が下水道法上の水質検査の対象となる 30 物質となっていることによるものであるが、実際には、多様な化学物質が下水道から公共用水域に排出されているとみられる。また、下水処理区域にどのような化学物質を取り扱う事業者が多いか等によって、下水道から公共用水域に排出される化学物質の種類・量が異なっていると考えられる。

さらに、下水道法を所管する国土交通省が、平成 10 年度から 12 年度にかけて行った調査によれば、公共用水域に排出されることとなる処理水において定量下限値^(注)以上の濃度で確認された第一種指定化学物質として、ノニルフェノール、ビスフェノール A 等の 4 物質あるが、この 4 物質は下水道法に基づく水質検査項目となっていないことから、下水道事業者の排出量等届出の対象物質ではなく、その排出の実態は明らかではない。

(注) 濃度を正確に示すことができる最低の量

なお、国土交通省では、下水道法の規定に基づく 30 物質以外の化学物質を把握するには、把握手法の技術的な確立が必要であるとして、各種の調査・研究を行っており、その結果を踏まえて、下水道事業者等を対象とした指導指針として、下水道から公共用水域への排出量を把握するための技術的ガイドラインの策定について検討することとしている。

以上のように、下水道から公共用水域に排出される第一種指定化学物質の排出実態は必ずしも明らかではなく、上述の公共用水域に与える影

響の大きさを考えると、排出実態を把握するための手法を整備するとともに、把握手法が確立されている化学物質については、その把握のための下水道事業者の負担にも配慮しつつ、下水道事業者における下水処理区域の特性に応じた的確な排出実態の把握を促進していくことが重要となっている。

ウ 下水道事業者における化学物質の把握の取組

調査した 47 下水道事業者の中には、平成 15 年度に、届出対象物質ではないビスフェノール A、ホルムアルデヒド等の第一種指定化学物質 8 物質について、事業所排水、流入水及び放流水の実態調査を実施し、その結果を積極的に公表しているものがある。

また、国土交通省は、化管法の施行を契機として、下水道事業者が、化学物質の取扱実態に即した方法により管理を行い、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めることが重要であるとして、平成 16 年 3 月に下水道事業者を対象とした指導指針として「化学物質管理計画ガイドライン」の案を策定しており、近々正式な指導指針とすることとしている。この中で、下水道管理者は、下水処理区域の特性に応じて管理対象化学物質を定めることは、化学物質リスク管理上効果的であり、排出量等届出対象物質以外にも多量に流入する化学物質については、分析手法の検討、放流水の測定などを実施することが望ましいとしている。この指導指針の案については、都道府県等からの照会に応じ先行的に配布しており、正式な指導指針としてすべての都道府県等に周知するまでには至っていない。

したがって、国土交通省は、化学物質の環境への排出量の的確な把握を推進する観点から、下水道から公共用水域への排出実態の把握について、下水道事業者に対する指導指針の充実・普及や先進的取組事例の情報提供等を通じ、その促進を図る必要がある。